

# 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局

(つくば市・つくばみらい市・常総市)

## の認定有効期間満了を迎える方へ

令和3年8月から施行された認定薬局制度において、認定の有効期間は認定を受けた日から1年間となります。更新する場合も、更新しない場合も手続きが必要となりますので、それぞれ以下のおりの手続きをお取り頂けますようお願いいたします。

更新の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携薬局・専門医療機関連携薬局認定更新申請書(2部)</li><li>・認定基準適合表(2部)</li><li>・申請書添付書類チェック表に記載のある添付書類(2部)</li><li>・現在お持ちの認定証の原本</li><li>・(申請者が精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合のみ) 申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書</li></ul> 各種様式のダウンロードは <a href="#">こちら(県薬務課HP)</a> から ➡	
提出書類		
上記書類以外に必要なもの	手数料相当額の茨城県収入証紙(11,000円) ※ 保健所内食品衛生協会で購入可能であるため現金で可。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・適合表における実績の対象期間は更新申請日の前月までの期間となります。 (例:有効期間令和4年8月10日までの施設が7月9日に申請する場合、対象期間は令和3年7月～令和4年6月の1年間)</li><li>・新規認定以降に変更があった事項(薬局名称・開設者氏名又は住所・責任役員・専門医療機関連携薬局の場合、該当する傷病の区分に係る専門性を有する常勤の薬剤師)について、届出が提出されていない場合は、別途届出をお願いする場合がございます。</li></ul> <b>【新規申請時以降(R4.3以降)当県における取扱いに変更があった点】</b> <b>(地域連携薬局)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加関係(適合表項目3) 「その他の会議」のみでは認めないこととなりました。市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議、退院時カンファレンスのいずれかへの参加が原則必須となります。</li><li>・地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講(適合表項目14) 添付の研修計画の写しは、対象期間における研修計画のみではなく、<b>実績</b>も提出してください。 <b>(専門医療機関連携薬局)</b></li><li>・がんに係る専門的な内容の研修の受講、地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施(適合表項目12・13) 添付の研修計画の写しは、対象期間における研修計画のみではなく、<b>実績</b>も提出してください。</li></ul>	
受付期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・当所では審査に時間を要するため、一度書類を直接持参 又は メール(<a href="mailto:tsuho02@pref.ibaraki.lg.jp">tsuho02@pref.ibaraki.lg.jp</a>)での送付を以て確認させていただいた上で 後日改めて手数料をお収め頂くようお願いしております。</li><li>・有効期間満了の<b>1か月前まで</b>に、ご申請下さい。</li></ul>	
更新しない場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃止届(2部)</li><li>・現在お持ちの認定証(原本)</li></ul> 様式のダウンロードは <a href="#">こちら(県薬務課HP)</a> から ➡	
提出書類		
特記事項	廃止後30日以内に提出が必要となります。超過した場合は、遅延理由書を添付して下さい。	
受付窓口	茨城県つくば保健所 衛生課 薬事担当(所内③窓口) 〒305-0035 茨城県つくば市松代4-27 ☎ 029-851-9295(直通) 月曜日～金曜日(12月29日～1月3日及び祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分(12時～13時を除く) 書類の受付にあたっては、16時30分までにはお越しください	